

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 しょうがい福祉課																										
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長し福第22号																										
委 託 業 務 名 称	医療的ケア児童生徒の通学に係る運送業務委託																										
委 託 業 務 場 所	長浜市内 他																										
業 務 の 概 要	県立特別支援学校に在籍する、医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、送迎にかかる保護者の負担軽減を目的に、道路運送法の許可等を有する運送事業者の運転する車両に看護師が同乗し、保護者に代わって必要な医療的ケアを実施しながら、自宅と県立特別支援学校間の送迎を行う。																										
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日																										
契 約 年 月 日	令和6年4月1日																										
契 約 額 (税 込)	<table><tr><td>所要時間</td><td>金額</td><td>大型車加算</td></tr><tr><td>業務開始から 30 分以内</td><td>2,490 円／回</td><td>400 円</td></tr><tr><td>30 分超 1 時間以内</td><td>4,980 円／回</td><td>800 円</td></tr><tr><td>1 時間超 1 時間 30 分以内</td><td>7,470 円／回</td><td>1,200 円</td></tr><tr><td>1 時間 30 分超 2 時間以内</td><td>9,960 円／回</td><td>1,600 円</td></tr><tr><td>2 時間超 2 時間 30 分以内</td><td>12,450 円／回</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>2 時間 30 分超 3 時間以内</td><td>14,940 円／回</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>以降、30 分超過するごとに加算</td><td>2,490 円／回</td><td>400 円</td></tr></table>			所要時間	金額	大型車加算	業務開始から 30 分以内	2,490 円／回	400 円	30 分超 1 時間以内	4,980 円／回	800 円	1 時間超 1 時間 30 分以内	7,470 円／回	1,200 円	1 時間 30 分超 2 時間以内	9,960 円／回	1,600 円	2 時間超 2 時間 30 分以内	12,450 円／回	2,000 円	2 時間 30 分超 3 時間以内	14,940 円／回	2,400 円	以降、30 分超過するごとに加算	2,490 円／回	400 円
所要時間	金額	大型車加算																									
業務開始から 30 分以内	2,490 円／回	400 円																									
30 分超 1 時間以内	4,980 円／回	800 円																									
1 時間超 1 時間 30 分以内	7,470 円／回	1,200 円																									
1 時間 30 分超 2 時間以内	9,960 円／回	1,600 円																									
2 時間超 2 時間 30 分以内	12,450 円／回	2,000 円																									
2 時間 30 分超 3 時間以内	14,940 円／回	2,400 円																									
以降、30 分超過するごとに加算	2,490 円／回	400 円																									
契 約 の 相 手 方	〔所在地又は住所〕あおぞら介護サービス㈱ 他3社 〔商号又は名称〕長浜市地福寺町14-21-2 他																										
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	実施要綱において共通単価が設定されていること及び利用者の希望を考慮したうえで、要綱のとおりの実業実施を可能とする事業所を委託対象とするため。																										
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 ○(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。																										